

肥料価格高騰対策緊急整備事業に係る注意点について

事業実施にあたり留意していただきたいこと

- 事業実施主体等に、要綱上特段の要件は設けませんが、地方創生臨時交付金を活用しているため、化学肥料の使用量の低減もしくは肥料コストの低減に取り組み、肥料価格等の高騰による影響を受けにくい農業経営の実現につながっていること（事業実施の効果）を示す必要がありますので、**別記第1－1号様式の事業目的に当該農業機械の導入が明確に化学肥料等の低減に資する旨、記載して下さい。**
- また、当該事業で着手される化学肥料の使用量の低減に関する取組は、みどり法に基づく県基本計画で定める環境負荷低減に向けた取組であることから、当該事業を活用し、機械導入される場合はみどり認定の検討をお願いします。（当該事業では到達目標の設定やみどり認定等の要件化を行わず、事業着手が迅速に行える仕組みとしていますが、本来は取組計画や目標設定等を行うことが望ましいため）

その他

- 補助事業での買い替え（いわゆる単純更新）は対象外です。新規導入もしくは機能向上する場合に限り、補助対象となります。
- 当該事業については、令和4年度予備費（国で明許繰越）を財源とするため、年度内に支払を終える必要があります。
- 農業機械の購入にあたっては、三者見積もりを行い、その結果に基づく契約及び発注として下さい。